

議案第 9 1 号

湯梨浜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
についての町費負担に関する条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
についての町費負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和
22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年9月5日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等
についての町費負担に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての町費負担に関する条例（令和2年湯梨浜町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（ビラの町費負担） 第7条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合にあっては、<u>8円38銭</u>）にビラの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（法第142条第1項第7号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。）を超える場合にあっては、当該基準枚数）を乗じて得た金額とする。 （ビラに係る町費の支払） 第9条 町は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合にあっては、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た額に第3条第1項に	（ビラの町費負担） 第7条 略 2 前項の規定による費用の負担の限度額は、候補者1人について、ビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあっては、<u>7円73銭</u>）にビラの作成枚数（当該作成枚数が基準枚数（法第142条第1項第7号に定める枚数をいう。以下この条及び第9条において同じ。）を超える場合にあっては、当該基準枚数）を乗じて得た金額とする。 （ビラに係る町費の支払） 第9条 町は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあっては、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た額に第3条第1項に

規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (掲示場用ポスターに係る町費の支払) 第12条 町は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に8万2,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、単価の限度額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (掲示場用ポスターに係る町費の支払) 第12条 町は、前条の届出をした候補者が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に8万2,500円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、単価の限度額)に当該掲示場用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
--	--

附 則
この条例は、公布の日から施行する。